

新旧対照表（「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領について）

改正	現行	備考
<p>富山県農林水産部「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日</p> <p>ア 土地改良事業</p> <p>日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>イ 森林整備保全事業</p> <p>日最高気温が30℃以上の日又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の日をいう。</p> <p>ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温又は暑さ指数（WBGT）で判断する。</p> <p>なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>4 気温の計測方法</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 森林整備保全事業</p> <p>工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下、「地上・地域気象観測所」）の気温の計測結果若しくは環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、工事現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表とする1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果若しくはJIS B7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。</p>	<p>富山県農林水産部「熱中症対策に資する現場管理費率の補正」試行要領</p> <p>1 【省略】</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日</p> <p>日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>(2) 【省略】</p> <p>3 【省略】</p> <p>4 気温の計測方法</p> <p>(1) 【省略】</p> <p>(2) 森林整備保全事業</p> <p>ア 工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下、「地上・地域気象観測所」）の気温の計測結果を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、工事現場から最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき気象庁以外の者が行う気温の計測結果又は工事現場を代表とする1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。</p> <p>イ アの気温の計測結果（工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、次の算定式により補正を行うものとする。</p> <p>ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督員と協議の上、補正方法を決定するものとする。</p> <p>【算定式】</p> <p>補正後の気温（℃）</p> <p>=気温（℃）－ 標高差（m）× 0.6/100（m）</p>	<p></p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p></p> <p></p> <p>語句の修正</p> <p>削除</p>

<p>5 【 省 略 】</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則 1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。 2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 なお、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年5月11日以降とする。</p> <p>附 則 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が30℃以上の日とするのは、令和5年6月8日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 ただし、令和2年5月11日から令和5年5月7日の期間で新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施している場合、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とできる。</p> <p>附 則 この要領は、令和8年6月15日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。</p>	<p>※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。 ただし、標高差(m) = 工事現場の標高(m) - 計測箇所の標高(m) (気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること) ※標高差の値は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。</p> <p>5 【 省 略 】</p> <p>附 則 この要領は、平成31年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。</p> <p>附 則 1 この要領は、令和2年4月1日以降の契約にかかる工事から適用する。 2 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、和2年8月14日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 なお、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とするのは、令和2年5月11日以降とする。</p> <p>附 則 この要領において、真夏日の定義を日最高気温が30℃以上の日とするのは、令和5年6月8日以降に真夏日に関する観測結果の報告を受ける工事から適用する。 ただし、令和2年5月11日から令和5年5月7日の期間で新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施している場合、真夏日の定義を日最高気温が28℃以上の日とできる。</p>	<p>追加</p>
---	---	-----------